「佐久市犯罪被害者等支援条例」骨子案に対する意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和4年7月8日(金)から令和4年8月8日(月)まで

- (2) 案の公表方法
- ア 佐久市ホームページへの掲載
- イ 佐久市役所本庁市民ホール、人権同和課窓口、各支所窓口に閲覧用として設置
- (3) 意見募集方法
- ア郵送
- イ 電子メール
- ウ ファックス
- エ 直接持参(人権同和課又は各支所総務税務係窓口)
- オ ながの電子申請サービス

2 意見募集の結果

- (1) 提出された意見 2名 8件
- (2) 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

N o	意見要旨	市の考え方
1	被害者は何も悪くないのに好奇の目に	周囲の無理解や配慮に欠けた言動に
	さらされ、謂れのない中傷を受けがちで	より、被害者が精神的苦痛を受けること
	あることを、市の広報等で定期的に伝え	がないよう、犯罪被害者等が置かれてい
	ていくことも大切ではと思う。	る状況や支援の必要性について理解を
		深め、犯罪被害者等を社会で孤立させる
		ことがないようにするため、広報、啓発、
		教育により市民等の理解の増進を図り
		たいと考えています。
2	犯罪被害者となった際の生活状況に応	犯罪被害者等への支援は、受けた被害
	じた柔軟で長期の対応を望む。	や置かれている状況に応じ、必要な支援
		を迅速に途切れることなく行ってまい
		りたいと考えています。
3	一方的な判断は更に傷つけることを知	行政の一方的な判断ではなく、犯罪被
	っていただきたい。	害者等の声を聴き、寄り添った支援とな
		るよう努めていきたいと考えています。
4	小学校にスクールカウンセラーの依頼	子どもが事件事故に巻き込まれた際
	をしたが、何故か一度も行われることは	は、被害を受けたお子さんをはじめ、ご
	なかった。このような学校の体制も整え	兄弟ご姉妹のお子さんに対しても、その
	ていただきたい。	状況に応じた心の支援の対応をしてま
		いりたいと考えております。
		スクールカウンセラーについては、佐
		久市教育委員会が行う支援との連携を
		図る中で、県へ派遣要請を行い、犯罪被
		害にあった児童生徒や保護者に対し心
		のケアに努めていきたいと考えていま
		す。
5	事件後は裁判の準備で警察や検察との	現状においては、ご家庭の状況に応
	面会、弁護士との打ち合わせなど大変時	じ、既存の保育サービスの情報を提供す
	間が必要となる。裁判の中で事件の詳細	る中でご利用いただくこととしていま
	を知り悲しみが増して生活が精一杯であ	す。今後、こうした保育サービスのご利
	る。判決にも納得できず時間とともに悲	用に際し、犯罪被害者等の負担軽減につ
	しみや憎しみが襲ってきた。こうした状	ながるような支援を検討します。
	況下での子育ては本当に大変だった。犯	
	罪被害者家族に未就学児がいる場合、無	

	条件で保育園通園の許可をして頂くな	
	ど、保育の協力や子育てに関する手助け	
	が必要だと思う。	
6	裁判中や心情によっては、他者に詳細	犯罪被害者等に心理的、時間的に負担
	を打ち明け難い場合も考えられ、手続き	をかけないよう、犯罪被害者等の状況に
	等はより簡略化したものを望む。	応じて必要となる手続きや支援をでき
		る限りまとめてご案内していくことを
		考えています。
7	長期休職や加害者から損害賠償金が払	犯罪被害者等のさまざまな経済的負
	われる見込みがないこと、裁判に弁護士	担の増大を軽減するため、支援金の支給
	費用がかかることなど、金銭的に大変だ	を検討します。
	った。状況に応じた金銭面での支援があ	
	ると大変助かる。	
8	子どもの事故直後に学校の教職員に飲	子どもが犯罪被害を受けた場合に備
	酒運転事故があり愕然とした。学校行事	え、日頃から子どもたちに犯罪被害者等
	に行くことができなかったが、修学旅行	の置かれる状況や支援の必要性を教育、
	や中学入学などの重要な詳細を知らされ	啓発することはもとより、まずは教職員
	なかった。当時の校長が子どもに対し事	が理解を深めることが重要であると考
	故のことを話すことがあり、大変心を痛	えています。教職員を対象にした人権教
	めた。子どもが安心した生活を送るため	育研修などの機会をとらえ、教育委員会
	に教育に関わる方々の在り方も考えてい	及び学校関係者の犯罪被害者等への関
	ただき、配慮が必要だと思う。	わり方について資質の向上に努めてま
		いりたいと考えています。